



2024年2月27日

各 位

会社名 ポールトゥウィン
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋 鉄平
(コード：3657、東証プライム)
問合せ先 取締役管理部部長 山内 城治
(TEL：03-5909-7911)

社外取締役の独立性判断基準の制定に関するお知らせ

当社は、2024年2月27日開催の取締役会において、ガバナンスの客観性及び透明性を確保するために、社外取締役の独立性に関する基準を定めることとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、社外取締役候補者について、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断する。

1. 当社グループ（注1）の業務執行者（注2）及び過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の大株主（注3）
3. 次のいずれかに該当する会社等の業務執行者
 - ① 当社グループの主要な取引先（注4）
 - ② 当社グループの主要な借入先（注5）
 - ③ 当社グループが決議権ベースで10%以上の株式を保有する会社等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（注6）の金銭その他の財産を得ている専門家（コンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等）
6. 当社グループから年間10百万円を超える寄付を受けている者（注7）
7. 社外役員の相互就任関係（注8）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注9）が上記1～7までのいずれかに該当する者（4及び5を除き、重要な者（注10）に限る）
9. 過去5年間において、上記2～8までのいずれかに該当していた者
10. 前各号の定めに関わらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
11. 当社社外取締役としての在任年数が12年以上となる者

- (注1) 当社グループとは、当社及び当社の連結子会社をいう。
- (注2) 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。
- (注3) 大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
- (注4) 主要な取引先とは、当社グループの取引先であって、直近事業年度における年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超える者をいう。
- (注5) 主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- (注6) 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- ① 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから收受している対価（役員報酬除く）が、年間10百万円を超えるとき。
 - ② 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるとき。
- ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が收受している金額が年間10百万円を超えるときは多額とみなす。
- (注7) 当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
- (注8) 社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
- (注9) 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
- (注10) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以 上